

議員派遣行政視察報告書

- ・視察期間 平成29年1月30日（月）
- ・視察先 前橋市 「母子健康情報サービス」について
新宿区 「路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例」について
- ・視察議員 八代 毅利

行政視察報告書

平成29年2月

議員 八代毅利

1. 群馬県前橋市 「母子健康情報サービス」 について

1月30日前橋市役所を視察で訪問した。対応いただいたのは政策部情報政策課である。

前橋市は関東平野の北端に位置する群馬県の県庁所在地であり本年市制施行125周年を迎える。北に上毛三山の雄赤城山が聳え市の中央には利根川が流れている。日本を代表する製糸都市として栄えたが、現在は教育都市・医療都市として発展している。市域は311.59㎡で人口は約338,000人である。

前橋市の母子健康情報システムの取り組み

前橋市は、ICTを街づくりに生かすために総務省「ICT街づくり推進事業」の支援を受けて、ICTを活用した学びの場の創造と健康を支える環境づくりのキーコンセプトとした「ICTしるくプロジェクト」を進めている。

市内大学、研究機関、商工会議所、医師会、歯科医師会、薬剤師会等を巻き込んでICTしるくプロジェクト推進協議会を設立した。

ちなみに、前橋市は生糸の産地であったことから「しるく」という名前を付けている。

協議を重ねる中で、幼少期の子どもの健康情報については情報が各部署に散在しておりこれを一元化して提供するだけでも子育て支援の大きな一歩になるということから「母子健康情報サービス」を構築した。

実証実験の中で母子健康手帳の記録のみならず医療機関、お薬手帳等の情報連携も探ったが当面母子手帳の内容の一部を電子化することとした。2年間の実証実験を経て平成28年3月に試験導入を開始した。

また、現在ボランティアポイントは運用中、電子お薬手帳は実証実験終了し課題整理中、小中学校連携は実証実験終了し課題整理中、ICTなかまちキャンパスは運用中である。(添付資料参照)

(特徴)

1. マイナンバーカードによる個人認証を行ないセキュリティーを確保している。
2. PCのみならずスマートフォンでも本サービスが利用できる。
3. インターネット上にセキュリティーの確保された利用者の個人ページが開設され、そこに母子健康手帳等に記載されている健診や予防接種の記録がアップされる。
4. 子どもの成長記録がいつでもどこでも見られる。
5. 子育てに関する「お役立ち情報」が閲覧でき、また予防接種の情報提供等プッシュ型のサービスも可能。
6. 利用者が育児日記に写真を保存したり日々の出来事を書き込むことができる。
7. 夫婦で情報共有ができ、万一急病等で母子手帳を持たずに病院に行っても情報が伝えられる。
8. 災害等で母子手帳自体を失ったときに個人ページのデータがバックアップされており即座に閲覧できる。
9. このシステムは前橋市のみならず10自治体で導入済。なお、今現在検討中の自治体が多数ある。
10. 将来的には母子健康情報にとどまらず個人のさまざまな年代の健康情報を一元化して生涯健康情報サービスにするという構想がある。

(課題)

1. まだ所管課が決まっていないために試験導入という位置づけである。
2. 利用者がまだ110名に留まっている。(前橋市において毎年約2800名の新生児が誕生しているが)
子育て世代に周知して利用者の拡大をすることが急務である。
3. 現状は利用開始時にPCに接続したカードリーダーを使い個人認証する必要がある。(初期設定後はスマホでも利用できる)
今後マイナンバーカードを読むことができるスマホが普及してくればPCを使わずにスマホだけで初期の手続きができるようになる、しかし当面は最初の手続きにはPCを使う必要がある。

本市への提言

1. 本市では子育てアプリとしてスマホで生年月日や町名等を入力した上で利用可能となるサービスを検討中と聞くが拡張性に乏しくかつコストが高い

ことから果たしてその選択が正しかったのか検証が必要である。

2. 本市には子ども・子育て支援総合システムという子育て関連の各部署が特定の児童に関する各部署の所有している情報を必要に応じて閲覧できる立派な庁内システムが平成28年度からスタートしている。

これは学齢簿の内容も閲覧可能であることから中学生までの情報が得られるシステムである。

従ってこれをベースとして母子健康情報サービスを構築すれば、中学生までの子どもの情報が閲覧できるようになり例えば給食の情報やアレルギー情報等をチェックできるようになり広がりが出てくると思われる。

また将来的にはお薬手帳等のデータとの連携が可能となり大きな広がりが出てくることが予想される。

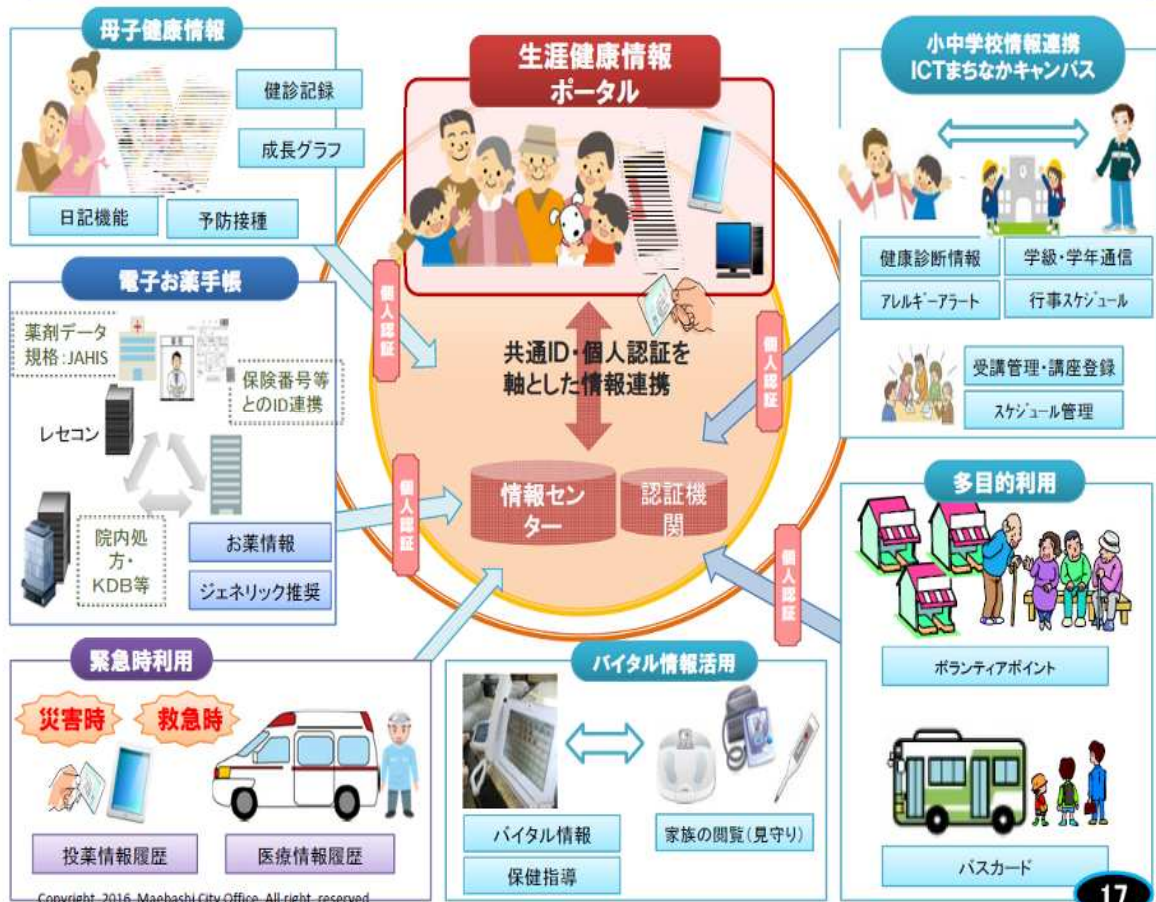
そういった観点から検討することも必要ではないか。

3. マイナンバーカードの利活用促進という観点からもこのようなシステムを検討すべきと考える。

以上



5. マイナンバーカードを活用したサービス展開の将来構想 ～①イメージ図～



2. 東京都新宿区 「路上等障害物による通行の障害の防止に関する

条例」について

新宿区は東京23区のほぼ真ん中に位置し都庁の所在地でもありまさに東京の中心である。

人口は平成28年4月時点で約335,000人、面積は18.22km²である。歌舞伎町のような日本最大の繁華街がある一方西新宿には都庁ビルも含む超高層ビル街や西落合や神楽坂のような閑静な住宅街や高田馬場のような学生街もあり多様な顔を持った区である。

新宿区における「路上等障害物による通行の障害の防止」についての取り組み

1. 条例制定の経緯

従来から新宿駅周辺特に歌舞伎町等の道路上に看板や商品陳列台等が数多く設置され、重点地区を設けて区の職員が警察・町内会と合同で道路法・道路交通法に従い指導してきた。

しかし、所有者がいったん自主的に撤去しても後刻ふたたび設置しているケースが多く永年の課題となっていた。

そこで指導したときに「再び設置していたら強制撤去されてもいい」という誓約書を取り付けて強制撤去するようにした。

しかし警察から強制撤去の根拠法を作ってほしいという要請があった。

また、道路法等に従って対応すると①所有者不明でなければ強制撤去はできない②区道以外の都道や国道には対応できない等の問題がある。

これらを解決するために路上障害物に特化した条例を制定して強制撤去ができるようにした。

2. 条例は平成28年12月1日施行。

条例制定に当たっては東京都・地元警察署とともに勉強会を繰り返し行なっている。

また、条例制定に基づき、警察署長・国・都・区で取り組みを推進するために覚書を交わした。

覚書には

①区と関係行政機関が情報交換を密にする

②互いに連携して路上障害物による通行の障害の防止に取り組む

③区民等の意識向上のために区民等と協働した取り組みを積極的に行っていく等の趣旨が盛り込まれている。

条例の対象地区は区内全域であるが重点地区として歌舞伎町など9地区を設定。重点地区においては月1～2回の頻度で区・警察・商店会・町会で連携して巡回している。

それ以外の地域については区民からの通報を受けて路上障害物に対応している。条例の周知については、区の広報誌・HPで広く区民にお知らせし、町内会、商店街、宅建業者へは重点的に区よりお知らせを行っている。

本市への提言

本市においては新宿区のような繁華街はないが商店街等において看板や商品陳列台等を路上に設置して通行の障害となっている場合が散見される。

実は、道路法が新宿区の条例に先立ち平成28年3月に改正されている。そして法44条の2が改正され、道路管理者は路上に設置された看板のみならず商品陳列台等の除去を所有者に命じることができさらにその命令に従わない場合には強制撤去できるようになった。

しかし国道・県道の場合、市が措置を命じる権限はなく、国・県に依頼するしかない。

新宿区のように路上障害物に特化した条例を制定すれば、国道や県道でも指導勧告でき、従わない場合強制撤去できる。しかし、そこまでやるべきかどうかは議論の余地がある。

しかし路上障害物に関する事故について、行政が強制撤去しなかったことによる管理瑕疵が認められた判例がある。

従って市には道路管理者としての管理責任がある。

以下、本市に対して提言する。

(提言1)

自治会、商店会、宅建業者等に日頃から路上障害物に関して協力を要請する、その上で警察・自治会・商店会等と連携して路上美化の啓発に努めること。

道路法が改正になったことを告知するチラシを配布すべきである。

そのためにも日常的に路上障害物に限らず防犯、交通安全等についても警察・自治会・商店会との連携を密にしておくこと。

(提言2)

市内の路上障害物について苦情の多い地区を重点地区に設定し警察、自治会、商店会、宅建業者等に日頃から路上障害物に関して協力を要請する、その上で年に1回でも警察、自治会、商店会と合同でパトロールを実施する。悪質な場合や通報があった場合は道路法等に従い対応する。

(提言3)

千代田区の「生活環境条例」や渋谷区の「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」のような条例、本市では既に制定されている「快適な市民生活の確保に関する条例」を改正し路上障害物に関する条文を入れることも考えることができる。

以上

